

第3部 海上交通の安全

第1節 海難の発生状況とその防止

近年における海上交通の態様は、狭水道、内湾等におけるふくそうに加え、船舶の大型化、高速化、多様化等の進展等により一層複雑になってきている。このような情勢に対処して海上交通の安全を確保するため、第2次の交通安全基本計画が作成された昭和51年度以降、航路、港湾、航路標識等の整備、海上衝突予防法（昭和28年法律第151号）の全面改正、情報提供・航行管制システムの整備を始め、水先制度の充実、船舶の構造・設備等に関する安全基準の整備、巡視船艇・航空機の増強等による海難救助体制の強化等の諸般の施策を総合的かつ計画的に推進してきたところである。

この結果、過去5年間の救助を必要とした海難の発生状況は、昭和51年には約2,700隻であったが、その後、昭和55年には約2,400隻と減少している。

しかしながら、要救助船舶の用途別状況を見ると、漁船が依然として最も多く全体の約半数を占め、また、プレジ

ャーボートの占める割合が増加する傾向にあり新たな問題になっている。更に、この間、カーフェリー、大型タンカー等の事故は後を絶たず、加えて、要救助船舶の海域別状況を見ても、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、海上交通のふくそうに起因する事故がなお多発している状況にあり、特に、ふくそう海域における危険物積載船舶の事故の場合には、周辺地域等にも重大な影響を及ぼすおそれがあるなど安全対策上重要な問題を提起している。また、最近、荒天に起因した大型船の遠隔海域における海難の多発が目立っている。

このため、特に、このような海難の防止に重点を置き、漁船、プレジャーボート等の安全対策の充実、船舶交通のふくそう海域における情報提供・航行管制システムの整備、荒天時の航行安全の確保のための気象・海象情報の提供等の諸般の施策を総合的かつ計画的に推進し、海難を極力減少させるとともに、海難が発生した場合には、特に人命の救助に万全を期するものとする。

第2節 講じようとする施策

1 海上交通環境の整備

(1) 交通安全施設等の整備

ア 航路、港湾及び漁港の整備

昭和56年度を初年度とする港湾整備五箇年計画に基づき、衝突、乗揚げ等の海難を防止し、船舶航行の安全を確保するため、狭水道等における航路の整備を推進するとともに、港内の船舶の安全を確保するため、防波堤、航路、泊地等の整備、とりわけ、避難港や外海に面した港湾において、沿岸海域を航行する船舶等の荒天時の避難水域を確保するための防波堤、泊地等の整備を積極的に推進する。

なお、港湾における危険物取扱施設をほかの施設から分離し、集約化を図ることにより、港湾の安全を確保する。

また、漁港については、昭和52年度を初年度とする漁港整備長期計画に基づいて、漁船の避難のための漁港等を整備するとともに、港内の漁船の安全性を確保するため、防波堤、泊地等の整備を推進する。

イ 港湾の施設に関する技術上の基準の拡充強化

港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく港湾の施設に関する技術上の基準については、施設のより一層の安全かつ円滑な利用を図る観点から、特に、LNG・LPG等の危険物を取り扱う施設及びマリーナ等一般大衆が広く利用する施設に重点を置いて、その充実強化を図る。

ウ 大型タンカーに関するその他の交通環境の整備

東京湾、瀬戸内海等特に海上交通のふくそうする海域における大型タンカーの海難による大規模な災害を未然に防止するため、海上交通の安全上適切な区域におけるシーバース、原油中継基地（CTS）及びパイプラインの整備等大型タンカーに関する交通環境の整備について、重点的な調査を実施する。

エ 航路標識の整備

港湾・航路の整備の進展、船舶交通のふくそう化、船舶の大型化及び高速化による海上交通の態様の変化等に対応するため、沿岸、港湾、狭水道等各海域ごとに必要な機能を具備した燈台、燈浮標、デッカチェーン、マイクロ波標識局等の航路標識を整備す

るとともに、既設の航路標識の機能と信頼性の向上を図るため、改良改修を計画的に推進する。

また、浮標式の国際的統一化に対処して、燈浮標等の燈質、塗色等の変更等所要の措置を講ずる。

(2) 交通規制及び海上交通に関する情報提供の充実

ア 海上交通のふくそう海域を中心とする交通規制及び情報提供の充実

海上交通のふくそう化並びに石油の備蓄及びLNG、原子力等石油代替エネルギーの導入の推進等の情勢に対処して、港内、主要狭水道等における船舶航行の安全を確保するため、海上交通関係法令の整備等を推進するなど実態に即した効果的な交通規制の充実を図る。

また、海上交通の特にふくそうする東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の三海域においては、依然として海上交通のふくそうに起因する事故が多発している状況にかんがみ、情報提供及び航行管制を総合的に行うシステムである東京湾海上交通情報機構の整備を推進するとともに、その成果も踏まえて、他のふく

そう海域についても同様のシステムの導入について検討する等航行管制及び海上交通の安全に必要な情報提供の充実等の施策を推進する。

なお、船舶交通のふくそうする河川、湖沼等の水域にあっても、事故の防止を図るための措置を推進する。

イ 海図、水路誌等の整備及び水路通報等の充実

港湾・航路の整備の進展等に対応して、海図、水路誌等の内容を適切なものにするため、水路測量、海象観測等の体制を強化し、港泊図の整備に重点を置いて、海図、水路誌等の新改版・補正を推進する。

また、航行船舶の安全に関する情報を迅速に船舶に提供するため、水路通報等の充実を図る。

ウ 気象情報の充実

海上交通の安全に関係の深い台風、波浪、霧、海水等について、予報、警報等の情報の適切な発表及び関係機関・船舶への迅速な伝達・通報に努める。

また、これらの情報内容の充実及び効果的利用のため、気象レーダー観測網、静止気象衛星システム、気象観測船、海洋気象ブイロボット、沿岸における

検潮業務及び波浪観測網など予報、観測、船舶通報等の各業務体制の強化充実を図るとともに、講習会等により気象知識の普及に努める。

2 海上交通の安全に関する知識の普及等

(1) 海難防止思想の普及

海事関係者に対し、海難防止思想の普及・高揚と船舶の安全運航に関する指導・啓もうを図るため、海難防止強調運動の実施、海難防止講習会の開催等の海難防止活動の充実を図る。また、放送等の広報媒体を通じて広く海難防止思想の普及に努める。

特に、外国船舶に対しては、海難の発生率が高く、しかも大型船の海難が多いことにかんがみ、訪船指導等により我が国の海事関係法令の周知徹底、航法指導等の安全を確保するための活動を推進する。

(2) 民間組織活動の指導育成

海難防止思想の普及の一層の実効を期するため、海難防止関係団体が積極的かつ円滑に活動できるようその

指導育成を図るとともに、海難防止に関する民間組織の拡充強化を図る。

3 船舶の安全な運航の確保

(1) 船員の資質向上

船舶の技術革新に伴う船内職務の変化及び「1978年の船員の訓練、資格証明及び当直維持の基準に関する国際条約」に対応した船員の資格制度、教育制度等の整備を推進し、船員の資質の向上を図る。

(2) 船舶の運航管理の適正化等

旅客船の安全を確保するため、運航監理官による乗船監査・事業所監査の強化、運航管理者研修等の実施を通して事業者に対する指導の徹底等を推進し、運航管理の一層の適正化を図る。また、内航貨物船についても、運航管理の在り方について検討する。

更に、船長による発航前検査及び操練の的確な実施、船内巡視制度の設置等について、船員労務官の乗船監査等による指導監督を行い、その安全運航の一層の徹

底を図る。

(3) 船員の労務管理体制の整備

船内の労務管理の不備等に起因する事故を防止するため、海運局における窓口指導、船員労務官による監査等を強化し、船員法（昭和22年法律第100号）のより一層の励行が図られるようにするとともに、労務担当者教育講習会を開催することなどにより、労務管理体制の整備を図る。

(4) 水先体制の充実

自然条件、船舶交通状況、海難の発生状況、航行に関する法規制の内容等に対応して、水先区の新設、拡張等を検討するとともに、水先人の適正員数の確保、資質の向上、業務用施設の整備等を推進する。

4 船舶の安全性の確保

(1) 船舶の構造、設備等に関する安全基準の整備

船舶の構造、設備等に関する国際条約の動向に対応

して、船舶の構造、設備等に関する安全基準の整備を推進するとともに、危険物の海上輸送の増大に対応して、船舶による危険物運送及び貯蔵に関する安全基準等の拡充強化を図る。

(2) 船舶の検査体制等の充実

船舶の技術革新に伴う輸送形態の多様化、航海用具等諸設備の高度化等による船舶検査業務の複雑化及び高度化に対処して、船舶検査体制の整備拡充を推進するとともに、危険物の安全審査体制の拡充強化を図る。

また、小型船舶の安全性を確保するため、日本小型船舶検査機構の業務の充実強化を図る。

5 漁船、プレジャーボート等の安全対策の充実

(1) 漁港、漁船だまり、マリーナ等の整備

港内における船舶の安全を確保するため、漁港、漁船だまり、マリーナ等の整備に当たっては、その利用船舶が小型であることを考慮して、より高い静穏度が確保されるよう努める。

とりわけ、漁船、プレジャーボート等の小型船舶と大型船舶とが共に利用する港湾にあっては、漁船だまり、マリーナ等を港内の適切な位置に整備することとし、小型船舶とその他の船舶との分離を図る。

(2) 漁船、プレジャーボート等の安全な運航の確保

小型漁船、プレジャーボート等に船舶職員として乗り組む者が有すべき小型船舶操縦士の資格に係る試験及び養成に関する業務の的確な遂行を確保するため、指定試験機関及び指定養成施設に対する指導監督を行うとともに、漁船船員については、運航技術向上のための講習の実施等により、資質の向上を図る。

また、漁船、プレジャーボート等の事故を未然に防止するため、海事関係法令の励行を図るとともに、民間有志により安全活動を行う海上安全指導員制度等の充実、放置プレジャーボートのマリーナへの収容等の安全対策を船種、船型、利用状況等に応じてきめ細かく図っていくこととする。

(3) 漁船、プレジャーボート等の安全性の確保

漁船の安全基準及び検査体制の充実を図るとともに、漁船の性能を確保するための依頼検査体制の整備、漁船の安全施設及び漁業用通信施設の整備等を推進し、漁船の安全性の確保を図る。

また、漁船、プレジャーボート等の建造等に従事する技術者を対象とする講習会を開催することにより、技術者の資質の向上を図る。

6 海上交通に関する法秩序の維持

海上交通のふくそうする航路に重点を置いて、巡視船艇を増強配備する等により、航法の指導取締りを強化するとともに、海事関係法令違反の全国一斉取締りを実施し、海上交通に関する法秩序の維持を図る。

7 緊急時における救助体制の整備

(1) 海難情報の収集処理体制の整備

海上における船舶・航空機の遭難・緊急通信等を聴守し、迅速かつ適切な海難救助の通信を行うため、陸

上通信体系の再編整備の一層の推進、救難用方位測定局の機能の強化等通信諸施設を整備し情報収集処理体制の充実を図る。

(2) 海難救助体制の整備

海難救助を迅速かつ的確に遂行するため、機動力の強化に重点を置いて、巡視船艇、航空機及び基地の整備を計画的に推進する。

また、我が国周辺の広大な海域において発生している海難に迅速かつ効果的に対処するため、船舶交通の状況、気象・海象状況等海域の特性を分析して、海難の多発が予想される海域に巡視船艇を重点的に配備するとともに、緊急に人命を救助する必要がある海難については、ヘリコプターを機動的に運用し、そのつり上げ能力を活用するなど、巡視船艇・航空機の効率的運用に努める。更に、海難救助関係機関との一層の協力・連携を図るほか、遠隔海域における海難の多発に対処するため、国際的な搜索救難体制の確立の動向に合わせて、遠距離海難救助体制の整備を推進するとともに、海難救助に当たって、高度の技術・知識が要求

される特殊な海難に対応できるよう、特殊救難体制の整備を推進する。

(3) 海上防災体制の整備

タンカー事故等による海上火災又は油排出に対処し、海上交通の安全を確保するため、石油の洋上備蓄の推進、LNG・LPGの輸入量の増大等の情勢を踏まえ、海上防災体制の在り方を見極めつつ、防災船艇、防災資機材等の整備を推進するとともに、海上災害防止センター等を中心とした民間の防災活動の充実強化を図る等総合的な施策を推進する。

8 損害賠償の適正化

船舶の事故により、旅客、第三者等々に与えた損害に関する船主等の賠償責任に関し、国際条約の動向等を勘案して一層の適正化を図る。

9 科学技術の振興等

(1) 海上交通の安全に関する研究開発の推進

海難を防止するためには、その発生要因となる交通環境及び気象、海象等の自然的条件並びに船舶の性能等に関する科学的研究を一層促進するとともに、これらの試験研究の成果を海上交通の安全対策に反映させる。

また、事故が発生した場合の応急措置、特に、エネルギー源が多様化する中で、大型タンカー等の事故が発生した場合の有効適切な海上防災対策を講ずるために必要な調査研究を推進する。

このため、国立の試験研究機関等においては、研究施設、研究費等の充実による研究体制を整備するとともに、関係の試験研究機関相互の連絡協調の強化による総合的な試験研究の一層の促進を図る。

(2) 海難の原因を総合的に解明するための研究調査の推進

海難の再発防止に資するため、海難とその発生に関連する諸要因との関係を心理学、人間工学、海上交通

工学、船舶工学等の見地から総合的に解明する方策又は手法の開発を推進する。